第九条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第九条を第十八条とし、第八条を第十七条とし、第七条中「再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（第十三条及び第十五条において「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十六条とする。

第六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第六条を第十五条とする。

第五条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定承継会社がその経営の健全性を判断するための基準）

第十四条　法第十四条の二に規定する基準については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「自己資本比率告示」という。）の規定（第一条第十号の二及び第十号の三、第二章、第三章、第七十六条の二、第七十六条の三、第百四十八条第二項第一号、第百五十二条第一号、第百七十八条の二、第百七十八条の三、第二百三十八条第一号、第二百七十四条第三項第十号イ並びに第三百十五条第三項第十号イを除く。）を準用する。この場合において、自己資本比率告示の規定（第一条第十四号及び第十五号、第百一条第二項第二号、第三百二十一条並びに第三百二十二条を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる自己資本比率告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える自己資本比率告示の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条第一号	銀行法（以下「法」という。）	銀行法
第一条第十四号	金融庁長官が別に	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。次号において「適格格付機関告示」という。）第二条において
第一条第十五号	金融庁長官が別に	適格格付機関告示第三条各号において
第一条第三十七号ニ及びホ	法	銀行
第一条第四十号ロ	額を	額及び農業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結したことにより保証されたエクスポージャーのうち、同条第六十八条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。）を

第二十五条	海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（以下「国内基準」という。）	特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第二十八条第一項第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）の自己資本比率基準
第二十八条第一項第五号イ	（当該額	及び相互援助積立金（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。以下同じ。）の額の合計額（当該合計額
第三十六条第四項	掲げる額に	掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）に
第三十七条	国内基準のうち法	及び相互援助積立金の額の合計額（当該合計額
第四十条第一項第三号イ	（当該額	掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）に
第四十七条第四項	掲げる額に	その
第四十八条第一項第一号	国内基準行にあっては、その	額等を控除した
第六十八条第一項	額を控除した	3　全部を譲り受け、農業信用基金協会から保証事業の法第五十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分のリスク・ウエイトは、十パーセントとする。 4　前三項に規定する保証については、第百二十四条及び第百二十九条の規定は適用しないものとする。
第七十四条第三項	3　前二項に規定する保証については、第百二十四条及び第百二十九条の規定は適用しないものとする。	第五十六条
第七十六条の二の二第一項、第七十六条の二の三及び第七十六条の四	標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条	内部格付手法採用行
第百四十八条第二項第二号及び第百五十二条第二号	国内基準行である内部格付手法採用行	